

# 人にやさしい施設

～誰もが快適で安心して利用できる～

2012年9月9日

1

## 市民ホール基本計画：施設整備の基本的考え方

### ③人にやさしい施設 ～誰もが快適で安心して利用できる～

障がい者や高齢者、子ども、妊産婦、子ども連れの方など、誰もが快適で安全に施設を利用できるよう、関係法令に準拠することはもとより、ユニバーサルデザインに十分に配慮した計画とします。

障がい者等も、満足できる鑑賞環境を整えること、支障なく客席や舞台袖口から舞台へ上がれること、スロープやエレベータなどにより施設内の移動が円滑にできること、必要な部分へ適切に手すりが設置されていることなど、災害時の対応も含め、施設計画配慮していきます。

さらに、視覚障がいのある方にわかりやすいサイン計画とするとともに、視聴覚的補助機能の整備などを検討し、物理的な対応に加えて、人的な対応も検討し、人と人が支えあうことができる運営方法を考えていきます。

また、乳児連れの方や妊産婦のための授乳や休憩のできる場所も適宜用意し、より多くの市民が利用しやすい施設とします。

#### 【関連法令等】

- ・『高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律』（バリアフリー法）
- ・『神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例』（バリアフリー条例）

## ユニバーサルデザインの7原則

1. 誰でも公平に使用できること
2. 使う上で自由度が高いこと
3. 使い方が簡単ですぐにわかること
4. 必要な情報がすぐに理解できること
5. うっかりミスが危険につながらないデザインであること
6. 無理な姿勢を取らずに少ない力でも楽に使用できること。
7. アクセスしやすい空間と寸法であること。

ロナルド・メイス(1941-1998)が1985年に提唱した概念。  
 「できるだけ多くの人が利用可能であるようなデザインにすること」  
 が基本コンセプト。  
 デザイン対象を障がい者に限定していない点が一般に言われる  
 「バリアフリー」とは異なる。

3

## バリアフリー法

表 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

調査項目	施行令	省令	基準	建築設計標準
車椅子席の設置	16			○(10)
客席勾配				
手摺の増設	12	4		
子供用座席座布団の購入				
聴覚障害者対策	11, 19, 20, 21	3, 14, 15, 16		○(5)
車椅子				
AED				
担架				
救護室				
非常ベルの設置				
多目的トイレ	14, 18, 19	9, 14	2-四	○(7)
女子トイレの増設				
洋式トイレ等の増設				
床面以外のバリアフリー	13, 16, 18, 21	2, 3, 4, 5, 6, 8, 11, 16	2-一 2-二 2-三 2-五	○(3, 4, 5, 6, 12)
駅方のバリアフリー	13	8		○(5, 12)
駅台へのエレベーターの設置	13	8		○(5, 12)
築後築年間のバリアフリー化	13	5, 6		○(5, 12)
託児室新設、託児室への改修				
親子室の新設等				
幼児用ベッド等の設置				
案内板の設置等	19, 20, 21	14, 15, 16		
駐車場増設	17, 18, 19	12, 14		○(2,2)
身障者用駐車場	17, 18, 19	12, 14		○(2,2)
車寄せ	17, 18	18		○(2,2)

※施行令：高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(以下、施行令)  
 ※省令：高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令(以下、省令)  
 ※基準：高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二十四条の規定に基づく国土交通大臣が高齢者、障害者等の円滑な利用を確保する上で有効と認めて定める基準(以下、基準)  
 ※建築設計基準：高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準(以下、建築設計基準)

4

## 神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例

- 本県では、平成8年に「神奈川県福祉の街づくり条例」を施行し、障害者等が自らの意思で自由に移動し、社会参加することができる福祉のまちづくりに向けて取り組んできました。
- その後、急速な少子高齢化の進行、ユニバーサルデザインに関する意識の高まり、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」の制定など、社会状況の変化に的確に対応し、より実効性のある取組みを行うため、平成20年12月に条例の一部を改正しました。
- 劇場は床面積1000㎡以上が対象

5

## 小田原障がい者基本計画

計画期間(2011年度～2106年度)

### 054 障がい者にやさしいまちづくりのための指導助言

概要	障がい者や高齢者が安心して自由に行動できるよう、公共施設や公共性の高い民間施設に対して、「バリアフリー新法」及び「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」に基づく指導や助言を行い、整備基準に適合している場合には、適合証を交付します。
所管課	建築指導課

6

# 高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準

劇場・ホール関係抜粋

平成24年 国土交通省

7

## 1. 「バリアフリー法」制定の経緯

急速な高齢化と少子化が同時進行し、かつて経験したことのない人口減少社会となった我が国では、高齢者や障害者なども含めた、あらゆる人たちが社会活動に参加し、自己実現するための施策が求められている。そこで、平成 18 年 12 月 20 日から「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー法」という。）が施行された。この法律により、ハード・ソフト両面の施策を充実させ、高齢者や障害者なども含めた、すべての人が暮らしやすいユニバーサル社会の実現を目指している。

集会所又は公会堂、劇場、観覧場、映画館又は演芸場	<ul style="list-style-type: none"><li>・高齢者、障害者等が友人や家族とともに来館することにも配慮した柔軟な座席配置とする</li><li>・車いす使用者用の座席は、選択できることが望ましい</li><li>・高齢者、障害者等が楽屋等を利用し、舞台に上がることも配慮する</li><li>・視覚障害者、聴覚障害者用情報提供設備を設ける</li></ul>
--------------------------	---

8

## 建築物の用途別主なチェックポイント 設計事例集: 刈谷市総合文化センター

9

### (27) 車いす使用者、聴覚障害者の利用に配慮したホールをもつ複合施設



A 施設外観

#### 刈谷市総合文化センター

所在地 愛知県刈谷市若松町2丁目104  
 発注者 独立行政法人都市再生機構  
 中部支社  
 設計者 (株)東畑建築事務所  
 構造 S R C造、S造  
 階数 地上5階、地下1階  
 敷地面積 11,765㎡  
 建築面積 7,997㎡  
 延床面積 22,767㎡  
 竣工 2009年8月

駅前再開発の一環として整備された複合施設で、大小のホールと生涯学習施設、駐車場様からなる。

実際に利用する市民団体、障害当事者団体、支援団体等から意見を集め、市と都市再生機構、県で構成する「ユニバーサルデザイン検討会」で検討を重ねて、設計に反映した。

反映した内容は、「ユニバーサルデザイン体験会」を展示会形式で開催し、利用者の目線でチェックを受けている。



B 大ホール 客席から段差無しで舞台につながるルート  
 エントランスホールからホワイエ、車いす用客席まで、段差なくアクセスでき、車いす席から段差無しで舞台上ることができる。楽屋にも舞台から段差なくアクセスできる。障害者の利用に配慮し全席で磁気ループ、FM福祉電波による鑑賞補助が利用可能となっている。



C 客席階段  
 段鼻と踏面の色彩を塗り分け、段差があることを分かりやすく表示している。

10



**D 親子鑑賞席**  
独立した親子鑑賞席を設け、子どもの入場制限のある場合に配慮している。



**F 女子トイレブースの旗状表示**  
大ホールに近接し混雑が予想される女子トイレは、利用を円滑にするため一方通行としており、空き便房が分かりやすい旗状表示板を設置している。





**E 磁気ループとFM福祉電波の受信機**



**G 多機能トイレ、子ども連れに配慮したトイレ**  
壁を暗色に、衛生陶器を白色にして、弱視者に分かりやすい配色としている。

11

**●利用者の意見を施設計画の段階から取り入れ、ユニバーサルデザインの視点から施設設計、整備を行い、障害者や高齢者も利用しやすい、文化振興と生涯学習の拠点を実現**




**H 案内カウンター**  
総合案内(上)は施設の1階中央に設置されているため、主要な出入口4箇所にはサテライトカウンターを設置している。サテライトカウンターには、対応者がいない時のためにインターフォンを設置している。



またる利用者動線

12



**I エレベーターホールの案内表示**  
 聴覚障害者等に配慮し、非常時の情報等も表示できる、情報案内画面が組み込まれている。

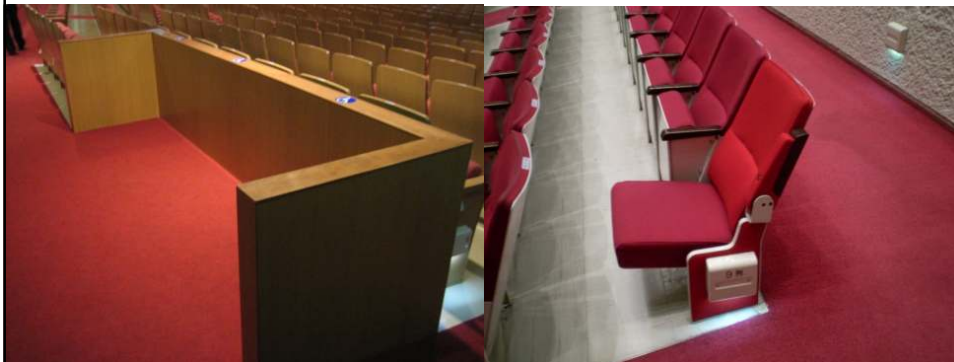


**J 出入口**  
 主要な部屋の扉位置が分かりやすくなるよう、床や壁のデザイン、照明を工夫している。また壁と床の境がはっきりするよう、床端部と巾木を濃色としている。各室の出入口にも情報案内画面が組み込まれている。



**K エレベーター**  
 上腕に障害のある方のためのフットスイッチを設置している。

## 車椅子席



車椅子専用スペース型

乗り移り型

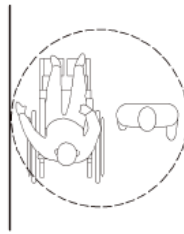
# 通路

- 敷地内の通路の設計標準
- 敷地内の通路の有効幅員

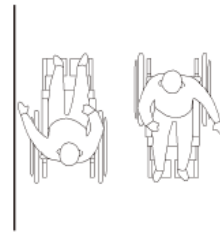
(道路境界)



120cm以上  
a. 車いす使用者と横向きの人がすれ違える寸法



150cm以上  
b. 人と車いす使用者がすれ違える寸法  
車いす使用者が回転(360°)できる寸法

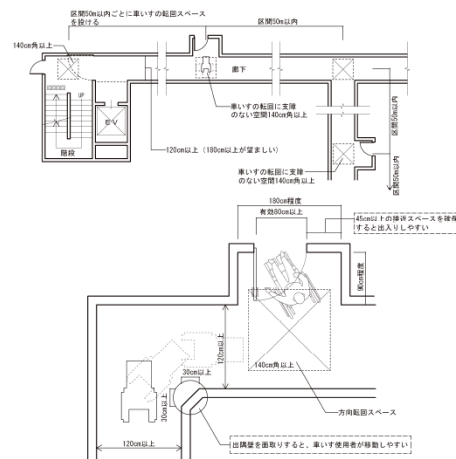


180cm以上  
c. 車いす使用者同士がすれ違える寸法  
車いす使用者と杖使用者がすれ違える寸法

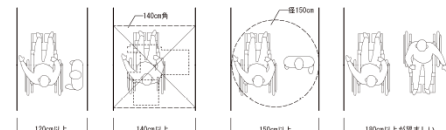
# 通路

屋内の通路 1

- 屋内の通路の設計標準



- 屋内の通路の有効幅員



a. 車いす使用者と横向きの人がすれ違える寸法  
b. 車いすが転回(180°)可能な寸法  
c. 人と車いす使用者がすれ違える寸法  
車いす使用者が回転(360°)できる寸法  
d. 車いす使用者同士がすれ違える寸法  
車いす使用者と杖使用者がすれ違える寸法

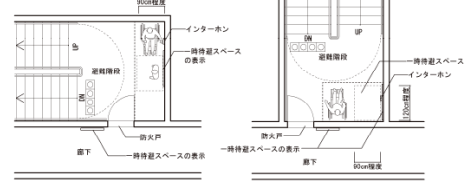


# 避難設備施設

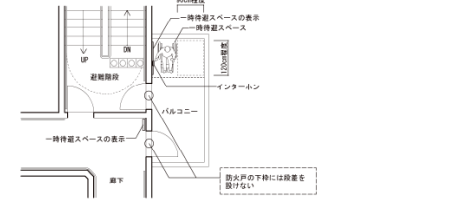
## 避難設備・施設

### ● 避難設備・施設的设计標準

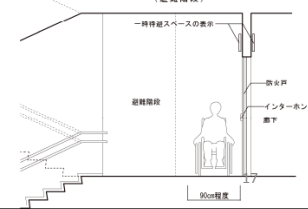
#### ○ 階段の一時待避スペースの例



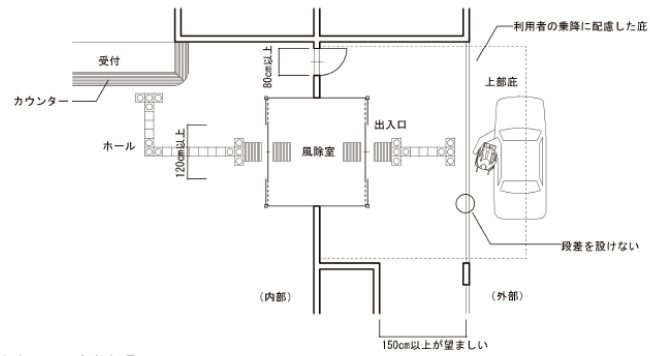
#### ○ バルコニー等の一時待避スペースの例



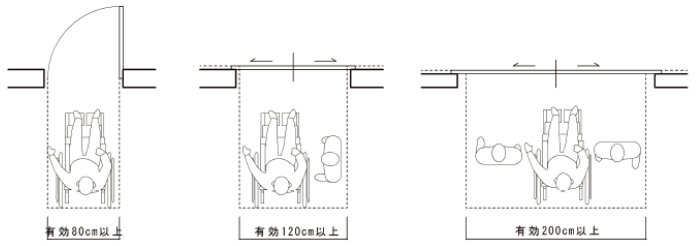
#### ○ 一時待避スペースの断面イメージ (避難階段)



# 出入口



### ○ 出入口の有効幅員



a. 車いす使用者が通過できる寸法

b. 車いす使用者と横向きの人がすれ違える寸法

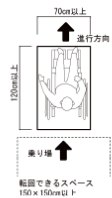
c. 車いす使用者と歩行者2人がすれ違える寸法

# 段差解消機

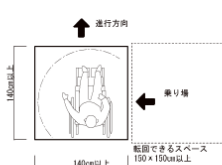
造作・機器 13B

●段差解消機の構造の例

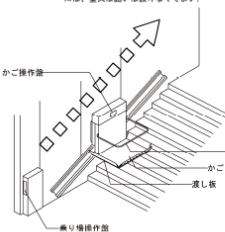
○定員1名のかご(直線形式の場合)



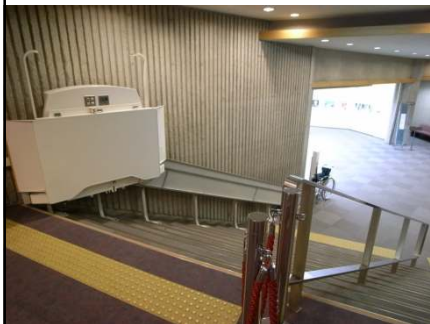
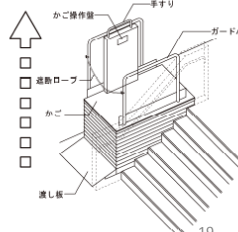
○定員1名のかご(90°の転回形式の場合)



○斜行型 (出稼荷物検査を考慮した場合  
口は、壁又は扉は設けなくてよい)



○箱直型



# スロープ



舞台-楽屋間改修



入口改修



楽屋入口改修

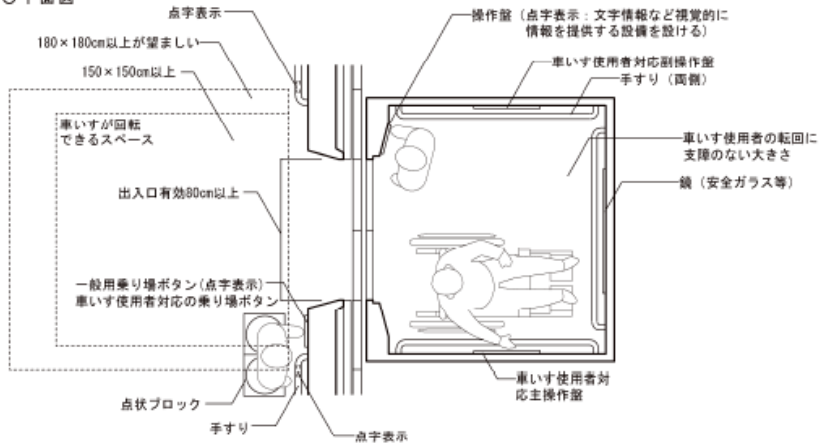


# エレベータ

## エレベーター 1

### ●エレベーターの設計標準

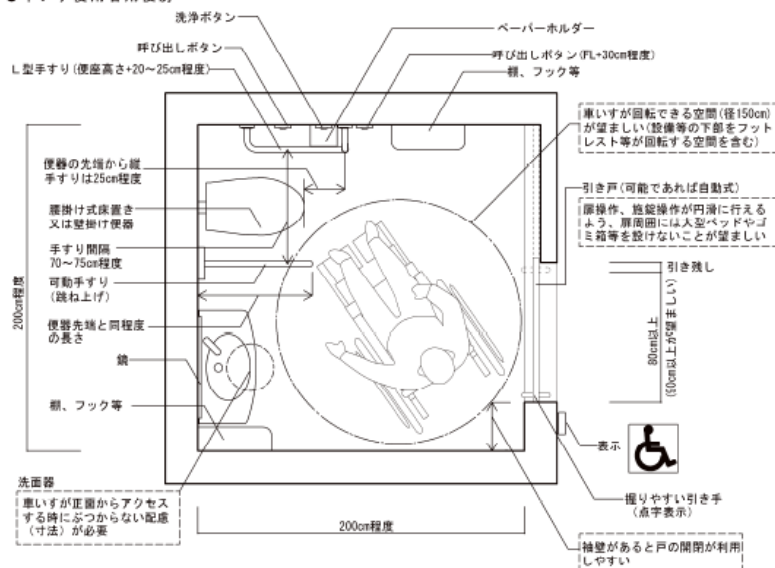
#### ○平面図



# 車いす使用者用便房

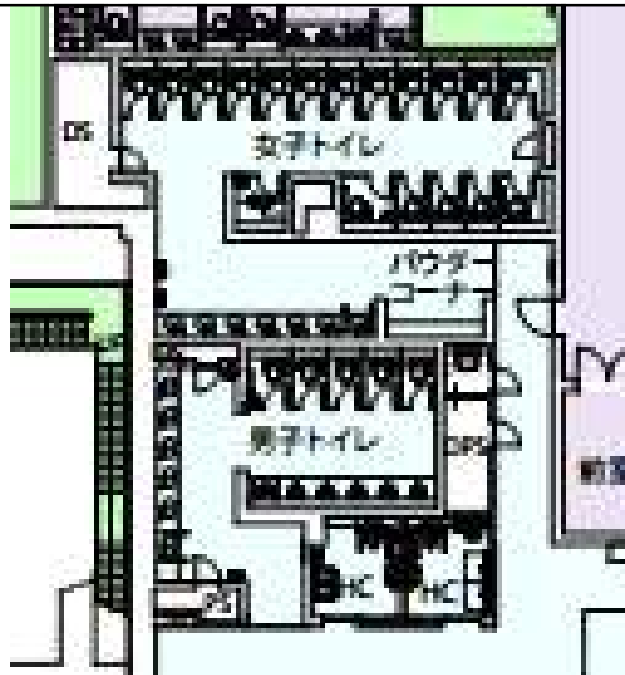
## 便所・洗面所 1

### ●車いす使用者用便房





# 劇場のトイレ事例



# 幼児用ベッド

●授乳及びおむつ替えのための設備  
 参考図：安心して子育てができる環境整備のあり方に関する調査研究報告書（H22、3国土交通省総合政策局）より引用

造作・機器 13 F

**様々な機能をもつ授乳室の例**

長いす  
椅子  
シンク  
オムツ替え台  
給湯設備

授乳室の例 (約20㎡)  
乳母専用いす  
オムツ替え台(2台)

3.5m

長いすや肘掛けのついたりがないが望ましい。

肘掛けがあると授乳が楽になる場合がある。(クッション等による代替可能)

長いすであれば上の子どもが乗れることが可能。

椅子があればおむつ替えの体勢が安定する。

男性が入れない授乳(母乳)のためのスペースを設ける。

授乳室前には男性が入れないように仕切りを設けると内部の使用状況がわかる。

よい。

スペースに余裕があれば個室がよい。ただし、利用者が多く待ちが出る場合などは個室だけでなく共用の母乳スペースを設けることも有効である。

**高用スペースにイすを設置する。**

授乳に必要なおむつ替え台をベビーカーに収納しておき、近くにおいておきたい。

荷物(購入した物品等)の盗難防止。

高用スペースにイすを設置する。

人工乳を弄る際に男性でも利用が可能なように、哺乳びんを置くなどがあると便利。

哺乳びんを弄る必要がないように、オムツ替え台をベビーカーに収納しておき、近くにおいておきたい。

入り口  
スライドドアにするとともに、内部の様子が見えるようにする。

自動販売機  
おむつや離乳食の自動販売機があると不足した場合に少量のロットで購入できるので便利。

ジュースなどの自動販売機や冷水機などがあるとミルクを飲まない子や授乳中の子が水を多く必要とする場合に有効。

**おむつ替え台をニーズに合わせて設置する。**

利用ニーズに合わせて台数を設置する。

応急にゆとりがあれば、トイレシンクパタン用(立った状態でおむつ替えが可能な高さがない型)もあるとよい。

おむつ台にはおむつがはかばかに入る。

**ミニマムな機能の授乳室の例**

オムツ替え台  
椅子

1m  
3m

こもって出てこない、他の人が見えないように窓がないなどに対応するため、使用の状態を管理できる目の届く場所に設置することが望ましい。

椅子が多いなど授乳室二つを併用する場合は、授乳等で対応することを検討。



## バリアフリーの視点から見た 劇場の特殊性

29

段差が多い。つまづき易い。段差が一定ではない。



30

後ろの席ほど客席の勾配がきつい。  
(特に2階席、3階席)



舞台と客席には段差がある。





真っ暗になる。  
足元が見えにくい。



幅広い年齢層の人たちが来る。



不特定多数の人達がくる。



人の出入りが集中する。特に終演時には集中する。



車で送迎の場合、下車、乗車の時間が集中する。



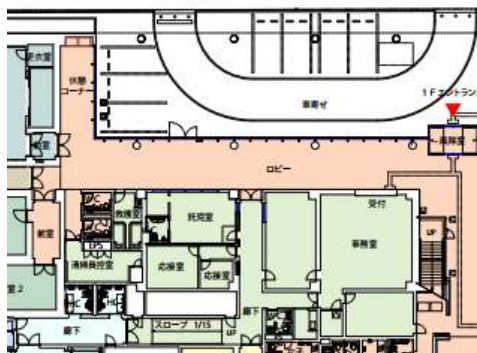
夜に公演が多い。公演のない昼間は人が少ない。



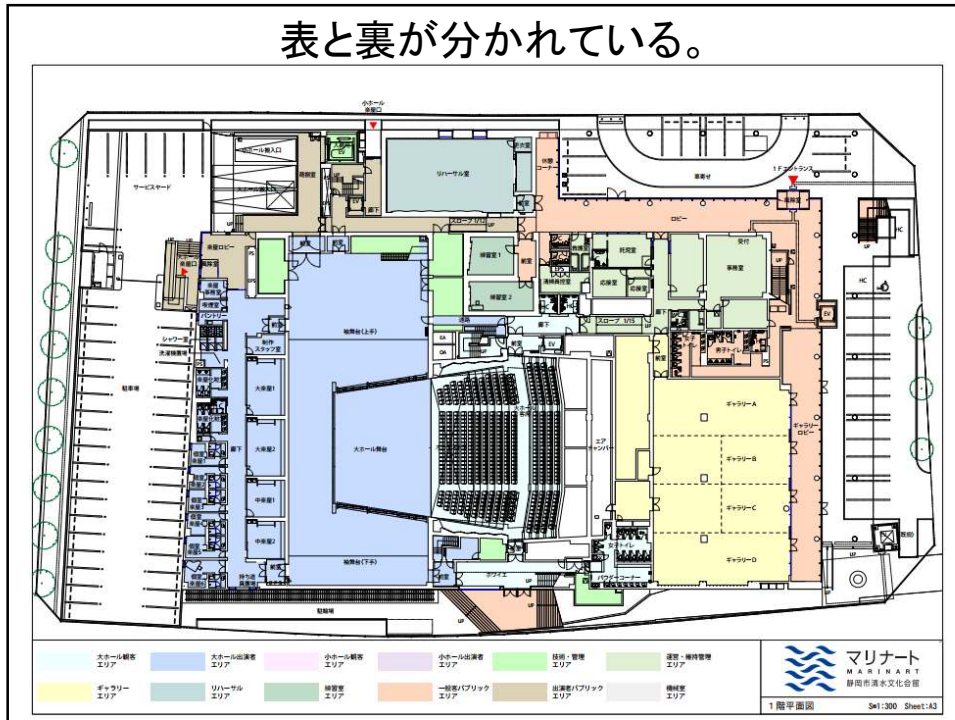
幕間にトイレの利用が集中する。



## 託児室



表と裏が分かれている。



舞台設備の操作には技術が必要。  
 一歩間違えると事故になる。

